

## 令和 8 年度長崎県放課後児童支援員等研修 開催要項

## 1 趣旨

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を図る「放課後児童支援員」を配置することとされており、その資格の認定については、国が省令で定める「設備及び運営に関する基準」の職員に関する基準を満たしながら、都道府県知事が行う研修を修了することとなっているため、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。

また、放課後児童クラブに求められている福祉的役割についての理解を深め、活動内容の充実を図るとともに、放課後児童支援員及びその補助員の専門性の向上を図るため、放課後児童支援員等資質向上研修を実施する。

## 2 実施主体

この事業の実施主体は、長崎県（以下、「県」という。）とする。ただし、県は事業の運営を適当と認められる者に委託することができる。

## 3 研修内容、実施方法等

本事業の実施にあたっては、令和6年3月30日付けこ成事第350号こども家庭庁成育局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「Ⅰ放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」及び「Ⅱ放課後児童支援員等資質向上研修事業」に基づき、下記のとおり行う。

## (1) 放課後児童支援員認定資格研修 年2回

実施回数：年2回（県北地区・県南地区）

実施方法：県北地区は対面形式での実施

県南地区は原則対面形式とWeb配信のハイブリット会議形式での実施とする。  
ただし、開催場所となる会議室のインターネット環境等状況を踏まえ、詳細の実施方法を県と協議のうえ、決定することとする。

※研修は1回あたり16科目を4日間(1日あたり4科目、1科目あたり概ね90分程度)で実施。  
受講者の利便性に配慮し、放課後児童クラブの開所日以外での実施を原則とする。

## (2) 放課後児童支援員等資質向上研修専門研修

実施回数：放課後児童支援員等として必要な専門的知識を修得するための研修会を  
県南、県央、県北地区で各地区3科目を2～3回程度開催する。

実施方法：対面形式での実施

なお、(1)(2)ともに、研修の日程及び会場、実施回数、研修内容等に関しては、県と受託者で協議のうえ、決定するものとする。